

運営理事会協議結果（議長諮問事項）

【運営委員会について】

| 項 目 | 協 議 結 果 |
|----------|--|
| 1 会派のあり方 | <p>(多数意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市会運営委員会申し合わせ・確認事項のその他の項の5の横浜市議会の会派に関する要項第1項を次のとおり変更する。 <p>「会派は政策の決定及び形成に資するため、その理念を共有する2人以上の議員をもって結成する。」</p> <p>(少数意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市会運営委員会申し合わせ・確認事項のその他の項の5の横浜市議会の会派に関する要項第2項の前に次の1項を加える。 <p>「2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成し、活動する。」</p> |

【参 考】

●検討事項「会派のあり方」に関する市会運営委員会決定事項（H22.6.7）

「会派のあり方については、原則として政策、理念の一致することなどを市会運営委員会申し合わせ・確認事項に明記する。」

●市会運営委員会申し合わせ・確認事項（抜粋）

- 1 会派の結成には2人以上の所属議員を必要とする。
- 2 議員が会派を結成したときは、その代表者は、すみやかに会派の名称、所属議員の氏名を議長に届け出なければならない。その届け出た事項に異動を生じたときも、また同様とする。
- 3 会派を結成しない議員の表示は「無所属」とする。
ただし、無所属の議員が所属政治団体等の名称を議長に届け出たときは、その名称を付記することができるものとする。